平成２４年（フ）第１５１３５号
東京都足立区保木間３丁目20―６―307
破産者　西尾　三男
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１４５号
東京都墨田区菊川２丁目10―１―301
破産者　池本　瑞樹
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２６７号
東京都荒川区西日暮里２丁目７―20―602
破産者　橋本憲一郎
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２７５号
東京都豊島区南池袋３丁目８―６―202
破産者　高森　若葉
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３０８号
東京都北区東十条１丁目６―11―201
破産者　石切山岳士
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３３０号
東京都足立区辰沼２丁目１―10―103
破産者　本田　正英
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３７４号
東京都足立区江北２丁目10―19
破産者　北山　貴士
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４０４号
東京都葛飾区細田５丁目５―５―205
破産者　伊藤　政勇
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４１５号
埼玉県八潮市大字古新田444―５　ファストンⅡ番館103、住民票上の住所東京都台東区西浅草３丁目22―３―2601
破産者　金本光三こと　金　　光三
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４１９号
東京都江戸川区西瑞江３丁目27―５―A102
破産者　緑川　伸一
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４５０号
茨城県高萩市大字島名1744―３
破産者　吉田　良子
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４５２号
東京都世田谷区太子堂４丁目19―２
破産者　原武　智子
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４６２号
埼玉県蕨市中央６丁目６―８
破産者　森　　元康
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４７７号
千葉県千葉市稲毛区轟町１丁目４―６
破産者　大石　　篤
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４８０号
埼玉県さいたま市北区宮原町１丁目392―２―206
破産者　遠山　　学
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５０５号
東京都足立区東和３丁目10―28―Ⅱ―303
破産者　内野　英樹
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６０号
北海道江別市角山426番地の１
破産者　株式会社さわめき
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２号
群馬県太田市新田木崎町1432番地５、申立時の住所群馬県太田市石原町1030番地
破産者　境原　一之
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１３１８号
埼玉県幸手市大字幸手177番地２
破産者　有限会社ワイ・エス・シー
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７４４号
千葉県柏市千代田２丁目13番３号　コーポ司105号
破産者　君村　明則
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１３１９号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地４―12―408
破産者　河野　清幸
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２５４０号
大阪府豊中市東泉丘４丁目３番１―305号　ジオ緑地公園１番館河田方、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区靱本町１丁目18番８号
破産者　株式会社マークス不動産販売
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部